

定 款

一般社団法人脊柱管内治療法研究会

一般社団法人脊柱管内治療法研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人脊柱管内治療法研究会と称し、英文では「The Society of Intra Spinal Canal Treatment (ISCT)」と表記する。

(目的)

第2条 当法人は、脊柱管内治療の研究を進め、脊椎脊髄医学の発展に貢献し、社員相互の研鑽と提携を図り、内外の学術団体とも協力し、もって学術、文化の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 脊柱管内治療手術に関する手技及び器械の開発、研究及びこれらの補助
2. 脊柱管内治療法の普及に関する啓発活動及び広報
3. 学術講演会及び学会等の開催
4. 機関誌及び学術図書の刊行
5. 動物実験及び臨床実験等の企画、実施及び支援
6. 研究者間の情報共有、セミナー、講演会及び懇親会等の企画、実施及び運営
7. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所)

第3条 当法人の主たる事務所は、東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人の機関は、社員総会及び理事とする。

第2章 会員

(法人の構成員)

第6条 当法人は次に掲げる会員をもって構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）に規定する社員とする。本定款上、本条の会員すべてを総称して「会員」といい、社員となる正会員と区別する意味としての準会員を一般的に会員と称することとする。

- (1) 正会員：当法人の目的に賛同する医師・医療従事者、あるいは十分な業績がある関連専門職種で、理事全員の承認を受けた者
- (2) 準会員〔会員〕：当法人の目的に賛同する医師・医療従事者、あるいは十分な業績がある関連専門職種で、正会員又はその他の会員1名以上の推薦を受けた者

- (3) 名誉会員：専門の学術を有し当法人に関連する学会の立ち上げや発展に特に功労のあった者で、正会員2名以上の推薦により理事の過半数の承認を受けた者
- (4) 賛助会員：当法人の目的に賛同する団体・法人、あるいは個人等で、理事の過半数の承認を受けた者

(会員の資格の取得)

- 第7条 正会員、準会員〔会員〕、名誉会員及び賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の申込書を提出することにより、入会の申込みを行うものとする。
- 2 入会は、社員総会において別に定める手続に従い、理事の過半数によって決定し、理事長がこれを本人に通知するものとする。

(会員の権利)

- 第8条 会員は、当法人又は当法人が運営する学会（以下「当法人等」という。）が主催する学術講演会に参加し、研究の発表をすることができる。また、当法人等が発行する機関誌の配布を受け又は当該機関誌に投稿することができる。

(経費の負担)

- 第9条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。但し、社員総会の決議によって、名誉会員が負担する会費を免除することができる。

(任意退会)

- 第10条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき。
 - (2) 総社員が同意したとき。
 - (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (4) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け又は会員である団体が解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、会員がその資格を喪失した場合でも、当該年度に係る未納の会費は納付しなければならない。

- 2 会員がその資格を喪失した場合、既納の会費のうち、資格を喪失した日の属する月の翌月以降の会費については、これを返還する。

第3章 社員総会

(招集)

第14条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定に基づき理事長が招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事の過半数の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第15条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。但し、理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事の過半数の承認を得て定めた順位に従い他の理事が議長となる。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、法人法第49条第2項に定める決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(議決権)

第18条 社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議の省略)

第19条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 社員は、他の社員を代理人として、議決権を行使することができる。但し、その場合は、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 社員は、前項の代理権を証する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとする。

(社員総会議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令に従い議事録を作成し、議長が署名又は記名押印のうえ10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第22条 当法人の理事の員数は、15名以内とする。

(理事の資格)

第23条 理事は、当法人の正会員の中から選任する。但し、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の選任)

第24条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の有する議決権の過半数をもって行う。

(代表理事等)

第25条 当法人の理事のうち1名を理事長とし、その選定は理事全員の互選により行う。

2 理事長は代表理事とし、当法人を代表し且つ業務を統括する。

(理事の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の報酬等)

第27条 理事の報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益については、社員総会の決議によって定める。

(理事の責任免除)

第28条 当法人は、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）との間で、法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令が定める額を限度として賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。

第5章 計算

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第30条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第31条 理事長は、毎事業年度、計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会において承認を受け、又事業報告書についてはその内容を報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第32条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第33条 当法人は、剰余金の配当をしない。

第6章 基金

(基金の拠出)

第34条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集)

第35条 基金の募集及び割当て、払込み等の手続に関しては、理事の過半数で決定するものとする。

(基金拠出者の権利)

第36条 当法人は、拠出された基金については、基金拠出者との合意により定めた期日が到来するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第37条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第141条第2項に定める額の範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第38条 基金の返還を行うときは、返還する基金の額に相当する金額を代替基金として積み立てなければならない。

第7章 解散及び清算

(解散の事由)

第39条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第40条 当法人の残余財産は、社員総会の決議により当法人の類似の事業を目的とする公益社団法人、特定非営利活動法人又は国若しくは地方公共団体等が運営する公益目的の基金等に寄付するものとする。

第8章 附 則

(定款に定めのない事項)

第41条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

本書面は当法人の定款に相違ありません。

年 月 日

一般社団法人脊柱管内治療研究会

代表理事 佐藤 公治

